

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

令和3年3月

東京都

東京都ソーシャルボンド・フレームワーク

1 東京ソーシャルボンドの発行について

持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されるSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）が2015年9月に国連サミットで採択され、その達成に向けては、国レベルだけでなく、自治体レベルでの取組も期待されている。

都は2021年3月に、2040年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき「戦略」、戦略実行のための「推進プロジェクト」を示した『『未来の東京』戦略』（以下「未来戦略」という。）を策定した。未来戦略では、今後の政策の方向性として、「東京の発展の原動力である『人』を中心に据えた、『成長』と『成熟』が両立する持続可能な社会の実現」を掲げており、これはSDGsの「誰一人取り残さない」包摂的な社会を創るという理念と軌を一にするものである。こうした考えの下、都は、人に寄り添い多様性や包摂性に富んだ、人が輝く東京を実現していくことを政策の基軸としている。

また、2020年に入り世界各国で急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、国内においても経済活動の縮小や医療体制への負担増大など、人々の生活に大きな影響を及ぼした。欧州を中心に気候変動への対処を図りながらコロナ禍から「より良い復興」を目指す潮流が生まれる中、都は、この流れを持続可能な生活を実現する観点にまで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」に取り組んでいくこととしている。

さらに、これまで都は、東京版ESGファンドの創設や東京金融賞の実施、東京グリーンボンドの発行など、サステナブルファイナンスを通じた社会的課題解決の貢献にも積極的に取り組んできた。

これらを踏まえ、都は、人が輝く東京やサステナブル・リカバリーの実現に向けた取組の財源を確保するため、東京ソーシャルボンドを発行する。これにより、社会的に支援を必要とする都民や事業者を支えていくとともに、国内におけるESG投資を更に促進していく。

なお、東京ソーシャルボンドは、国際資本市場協会（International Capital Market Association）が公表するソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）に適合した債券として発行する。

2 東京都ソーシャルボンド・フレームワークについて

都は、東京ソーシャルボンド発行に当たり、ソーシャルボンド原則に基づき、調達資金の使途、対象事業の評価・選定プロセス、調達資金の管理及びレポーティングの各要素により構成される、「東京都ソーシャルボンド・フレームワーク」を以下のとおり定める。

(1) 調達資金の使途

東京ソーシャルボンドによる調達資金は、次の三要件を満たす事業に充当する。

- ① 社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること¹
- ② 明確な社会的便益（新たな便益の発生又は既存の便益の維持）が見込まれ、その効果を定量的に把握できる事業であること
- ③ 地方財政法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる事業であること

この三要件を満たし、具体的に想定する充当事業について、事業区分ごとに対応する社会的課題と効果の測定指標を例示すると次のとおり。

事業区分	充当事業	対応する社会的課題	効果の測定指標
教育	特別支援学校の整備	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援	学校定員数
	チャレンジスクール ² の整備	小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒等への教育の機会提供	学校定員数
雇用 維持・創出	雇用・就業促進施設等の整備	都民の雇用・就業に対する支援	施設利用者数
	東京都中小企業制度融資に係る預託金 ³	中小企業の事業継続や経営の安定化など	融資件数及び融資総額

(2) 対象事業の評価・選定プロセス

当該年度に発行する東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当対象事業については、その発行前までに、財務局と事業所管局とで調整の上、「(1)調達資金の使途」に挙げた三要件に該当する事業の中から選定する。なお、この過程で、対象事業が環境面又は社会面で重大な負の影響を直接的に生じさせることが判明した場合は、当該事

¹ ソーシャルボンド原則では、ソーシャルプロジェクトが対象とする人々の例として、障害者や十分な教育を受けていない人々、失業者、自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループなどが挙げられている

² チャレンジスクールは、小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校で、他部履修により3年での卒業も可能

³ 東京都中小企業制度融資は、中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、都と東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して実施する融資制度。預託金は、融資原資の一部として都が金融機関に預託する資金

業については対象から除外する。

また、地方公共団体は、地方財政法等の法律で定める場合に、予算の定めるところにより地方債を起すことができ⁴、予算については年度開始前に議会の議決を経る必要があると規定されている⁵。東京ソーシャルボンドを含む都債は、これらの手続を経て発行されるほか、予算編成等の過程において、対象事業の実現性や効果の持続性についても検証される。これらにより、対象事業の評価・選定プロセスに関してガバナンス面からも適正性を確保する。

(3) 調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要がある⁶。このため、東京ソーシャルボンドによる調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。東京ソーシャルボンドによる調達資金の充当予定事業や充当予定額については、財務局が事業所管局に執行状況等を確認した上で決定し、発行前に別紙様式1により公表する。

また、東京ソーシャルボンド発行後、対象事業への充当資金については、東京都予算事務規則に基づき歳入予算を経理区分（款、項及び目、節）に応じて分類するなど、資金用途を明確にしながら管理を行う。さらに、東京ソーシャルボンドによる調達資金を充当した事業に係るものを含め、都の歳入歳出については、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の審査に付した後、その意見とともに議会の認定に付される。

(4) レポーティング

発行する東京ソーシャルボンドについて、原則として、次のとおり資金用途に関する情報を都のホームページにおいて公開する。

No.	内容	時期
1	フレームワーク	常時
2	対象事業の決定（別紙様式1） - 事業区分 - 充当事業 - 想定される効果 - 充当予定額（百万円）	発行前
3	対象事業への資金充当結果（別紙様式2） - 事業区分	発行翌年度

⁴ 地方自治法第230条

⁵ 地方自治法第211条

⁶ 地方自治法第208条

	<ul style="list-style-type: none"> - 充当事業 - 効果 - 充当額（百万円） 	
4	対象事業の変更等、重要な事象が生じた場合にその内容	発生したとき

(案)

別紙様式 1
令和 X 年 X 月 X 日
財務局

令和 X 年度東京ソーシャルボンドに係る充当対象事業の決定について

令和 X 年度東京ソーシャルボンドについて、調達資金の充当対象事業を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

事業区分	充当事業	想定される効果	充当予定額 (百万円)
教育	特別支援学校の整備	○ 学校定員数 X 名	X
	チャレンジスクールの整備	○ 学校定員数 X 名	X
雇用維持・ 創出	雇用・就業促進施設等の整備	○ 施設利用者数 X 名	X
	東京都中小企業制度融資に係る預託金	○ 融資件数 X 件 ○ 融資総額 X 億円	X
		総額	X

以上

(案)

別紙様式2
令和X年X月X日
財務局

令和X年度東京ソーシャルボンド対象事業への資金充当結果について

令和X年度東京ソーシャルボンドについて、下記のとおり調達資金の充当結果をお知らせいたします。

記

事業区分	充当事業	効果	充当額 (百万円)
教育	特別支援学校の整備	○ 学校定員数 X名	X
	チャレンジスクールの整備	○ 学校定員数 X名	X
雇用維持・ 創出	雇用・就業促進施設等の整備	○ 施設利用者数 X名	X
	東京都中小企業制度融資に係る預託金	○ 融資件数 X件 ○ 融資総額 X億円	X
		総額	X

以上